

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例を改正しました。

(平成30年4月1日施行)

条例改正のポイント

自転車は「車両」であることを明記

自転車は車の仲間です。歩行者の安全確保を図るとともに、車道の左側を走りましょう。また、ヘルメット着用、自転車損害賠償保険加入、点検整備などを行いましょう。



自転車損害賠償保険の加入義務化

- ①自転車の利用者
- ②保護者(未成年の子に対して)
- ③事業者(従業者に事業を目的に自転車を利用させるとき)
- ④自転車貸付業者等



乗車用ヘルメットの着用努力義務化

- ①保護者(中学生以下の子に対して)
 - ②高齢者(70歳以上の方に対して)
- 転倒した場合に身を守るために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



その他

- 自転車通行空間の整備推進
- 防犯対策(防犯登録、施設)
- 自転車損害賠償保険の加入の確認、情報提供、乗車用ヘルメットの情報提供(自転車小売業者)

自転車損害賠償保険の種類(例)

保険の種類(例)		
火災保険の特約(個人賠償責任補償特約)	団体保険	PTAの保険
自動車保険の特約(個人賠償責任補償特約)		交通安全協会
傷害保険の特約(個人賠償責任補償特約)	各種共済	クレジットカードに付帯した保険
火災共済(個人賠償責任補償特約)		自転車向け保険
自動車共済(個人賠償責任補償特約)		自転車の車体に付帯した保険(TSマーク)
傷害共済(個人賠償責任補償特約)		

条例でいう保険とは、「相手の生命又は身体の損害を補償できるもの」をいいます。

※保険に既に加入している場合がありますので裏面のチェックシートで加入状況をご確認ください。

まずは、保険に加入しているか確認しましょう!

高額賠償事例 **9,521万円** (平成25年神戸地裁)

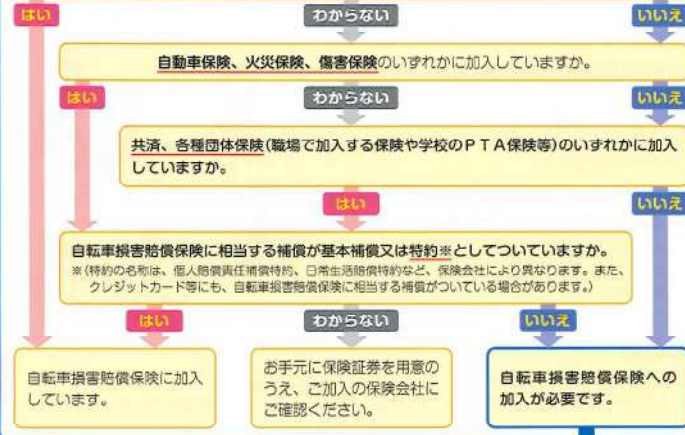
男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に歩行中の女性と正面衝突。被害者は意識不明に。



保険加入チェックシート

自転車利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車損害賠償保険※)に加入していますか。

※(点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」等もこの保険に該当します。)



自転車安全利用促進事業連携企業・団体

自転車損害賠償保険等に関する相談は、下記の金沢市と事業連携協定を締結した各損害保険会社及び共済組合へお問い合わせください。

企業・団体名	連絡先	企業・団体名	連絡先
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(カスタマーセンター)	0120-101-101	AII損害保険株式会社	076-223-1144
共栄火災海上保険株式会社 北陸支店金沢第一支社	076-261-9297	金沢市民共済生活協同組合	076-231-7187
セコム損害保険株式会社 北陸支社	076-264-0131	生活協同組合コープいしかわ	0120-759-853
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 金沢支店	0120-40-3196	全労済 石川推進本部	076-223-4398
東京海上日動火災保険株式会社 インターネットサポート	0120-677-221	大学生協関西北陸事業連合 金沢事務所	076-262-6545
三井住友海上火災保険株式会社 金沢支店金沢第一支社	076-223-9912	全国共済農業協同組合連合会 石川県本部	076-266-1127 金沢市農業協同組合 076-237-3393